

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

## みよし市まちづくり土地利用条例の

## 施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

平成 27 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

### ◆ 特定開発事業

平成 27 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は 33 件でした。この中で、手続きを終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 12 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

### ◆ 小規模開発事業

平成 27 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 84 件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

### ◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）はありませんでした。

### ★ みよし市まちづくり審議会の意見

平成 28 年 4 月 14 日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

# 平成27年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日受付分）は、次のとおりです。

## 1 特定開発事業

### (1) 受付件数及び処理状況等

#### ① 構想届出書

単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
6	6	0	0

#### ② 開発計画書

単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
33	30	0	3	0	41.1

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	1	0

#### ③ 協議後開発計画書

単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況					命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ	協議後開発計画書が提出されていない	
30	30	0	0	0	0	46.2

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	0	0

#### ④ 工事完了届

単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
30	12	0	0	18	190.9

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

### (2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A			1						1
住環境保全区域A・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域B		1	2						3
住環境保全区域B・教育環境保全区域		3	2			1			6
住環境保全区域B・防災調整区域			1						1
住環境保全区域C		2	1						3
住環境保全区域C・自然保全区域・教育環境保全区域								2	2
農業保全区域				1		1	1	1	4
農業保全区域・防災調整区域						1			1
集落居住区域			1						1
集落居住区域・教育環境保全区域		1							1
集落居住区域・防災調整区域						1			1
防災調整区域					1		1		2
指定なし		1		3		1		1	6
合計		8	9	4	1	5	2	4	33

※1：その他=太陽光発電2、木竹伐採、土地の整備

## 2 小規模開発事業

### (1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告 しない	助言・勧告 する	手続き中	取下げ
84	84	0	0	0

### (2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※2	合計
住環境保全区域A		25				1			26
住環境保全区域A・教育環境保全区域		17			2				19
住環境保全区域B						1		1	2
住環境保全区域B・教育環境保全区域					1	1		2	4
住環境保全区域B・教育環境保全区域・防災調整区域						1			1
住環境保全区域C						1			1
住環境保全区域C・集落居住区域								1	1
住環境保全区域C・教育環境保全区域				1				1	2
住環境保全区域C・農業保全区域・教育環境保全区域				1			1		2
農業保全区域				3	1			3	7
農業保全区域・教育環境保全区域・防災調整区域					1				1
集落居住区域			1	1	2	2		3	9
集落居住区域・教育環境保全区域				1		2		1	4
集落居住区域・防災調整区域					1				1
教育環境保全区域								2	2
防災調整区域							2		2
合 計		42	1	7	8	9	3	14	84

※2：その他=事務所、集会場、寺院、管理棟、車庫、併用住宅3、福祉施設3、太陽光発電3

## 3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

### (1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件 数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			